

(電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に関する意見募集の結果)

提出された意見及びそれに対する考え方

(平成 24 年 6 月 9 日～同年 7 月 9 日意見募集)

【意見提出 1 件】

整理番号	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p>755～765MHz を使用する高度道路交通システム（ITS）の審査基準において、①隣接する周波数帯を使用する他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置（当該他の無線局の免許人等との調整を含む。）を講ずるものであること、②設置場所は、地上デジタル放送の受信に支障を来さないよう、十分配慮されていること、の2点を規定したことは適切だと考えます。</p> <p>前者は周波数移行前のFPUならびに特定ラジオマイクとの共存に関する措置を、後者は主として地上デジタル放送受信のブースタ障害防止に関する配慮を、それぞれ指すものと理解します。ITSの免許申請に当たっては、情報通信審議会・情報通信技術分科会の関係委員会における技術検討結果を踏まえ、これら2点についてしっかりと事前調査等を行ったうえで、十全な対応がなされるよう強く要望します。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】</p>	改正案への賛同意見として承ります。